新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合など、以下に該当する世帯や第１号被保険者は、申請により保険税（料）の減免を受けることができます。

【問い合わせ】▽①国民健康保険税（国保税）・②後期高齢者医療保険料の減免…住民課保険年金担当（☎282-1711 内線1131 ～ 1133）▽③介護保険料の減免…高齢福祉課介護保険室（☎282-1711 内線1162 ～ 1164）

いつ納める分の保険税（料）が減免の対象となるの？

納期限が令和２年２月１日から令和３年３月31日までの保険料が減免の対象です（特別徴収の場合は２月徴収分）。

減免となる条件と減免額は？

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯・第１号被保険者

→ **（ア）全額免除**

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ▽事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれか）の減少額が、前年の10分の３以上▽令和元年の合計所得金額が1,000万円以下（③を除く）▽減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下――の全てに該当する世帯・第１号被保険者

→ **（イ）全額免除または一部免除** ※詳細は下の計算方法をご覧ください。

減免額の計算方法　対象保険税（料）額【表１】× 合計所得金額の区分【表２または表３】に応じた減免割合

【表１】

対象保険税（料）額 = A × B ／ C	
A	①…当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
	②…同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
	③…当該第１号被保険者の保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額）
C	①・②…被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額
	③…主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表２】国保税・後期高齢者医療保険料の合計所得金額の区分

前年の合計所得金額	減免または免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の８
550万円以下	10分の６
750万円以下	10分の４
1,000万円以下	10分の２

【表３】介護保険料の合計所得金額の区分

前年の合計所得金額	減免または免除の割合
200万円以下のとき	全部
200万円を超えるとき	10分の８

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得にかかわらず、対象保険税（料）額の全部が免除となります。
※非自発的失業者（会社都合等による離職者）は、非自発的失業者に係る保険税軽減制度が適用となります（①に限る）。

減免を受けるには申請が必要です！

❶事前に、電話で各担当窓口へ連絡をする。
❷村公式ホームページからダウンロードした申請書に、必要事項を記入（申請者は世帯主）し、押印する。
❸必要書類等（▽**（ア）**…死亡診断書、保健所等からの措置入院勧告書、診断書等の写し ▽**（イ）**…主たる生計維持者の事業収入等が減少したことが分かる書類（令和元年分と令和２年分の確定申告書や源泉徴収票、売上帳、給与明細書等）を添付し、申し込む。※上記のほか▽事業等の廃止の場合は廃業等届出書、失業の場合は雇用保険受給者証など ▽保険金や損害賠償等により補填（ほてん）された金額がある場合は、それが分かる書類を添付してください。

郵送での申し込みにご協力ください

〒319-1192 東海３-７-1

▽**国保税・後期高齢者医療保険料の減免申請は…**
住民課保険年金担当へ
▽**介護保険料の減免申請は…**
高齢福祉課介護保険室へ